

目 次

会期日程表	1
第 1 号 (3月31日)	
開会、閉会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に参加した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	3
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
議案第21号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	5
議案第22号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	8
閉会の宣告	10
署名議員	10

平成21年第4回臨時会会議録
(会期日程表)

開会 平成21年3月31日
閉会 平成21年3月31日
会期 1日間

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
3月31日	火	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・提案説明・質疑 議案第21号及び議案第22号委員会付託省略（即決）（閉会）

会期日数 1日間 本会議日数 1日間

平成21年第4回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 平成21年3月31日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (平成21年3月31日 午前10時00分)

閉 会 (平成21年3月31日 午前10時14分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一	6 番議員 宮 城 武
2 番議員 新 城 一 智	7 番議員 具志堅 朝 秀
3 番議員 友 寄 景 光	8 番議員 平 良 英 勝
4 番議員 東 武 久	9 番議員 平 良 嗣 男
5 番議員 金 城 勇	10 番議員 宮 城 功 光

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久	総務課長 島 袋 幸 俊
副 村 長 宮 城 重 徳	住民福祉課長 宮 城 博 俊

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 宮 城 豊 係 長 真喜志 亮

6. 議事日程 (第1号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4	議 案 第 2 1 号	北部広域ネットワーク整備事業（地域整備事業）の請負契約について	付託省略 質疑～表決
5	議 案 第 2 2 号	大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例	付託省略 質疑～表決

◎開会及び開議の宣告

○ 議長（宮城功光） おはようございます。ただいまから平成21年第4回大宜味村議会臨時会を開会いたします。

会議を開く前に、一言ごあいさつを申し上げます。

昨日3月30日、県農林水産部長より「おきなわ食材の店」で笑味の店が第1号に認定されたことは、私ども大宜味村にとって大きな誇りであり、また、村民にも大きな希望を与えるものであります。大変おめでとうございます。

では、本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○ 議長（宮城功光） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、9番 平良嗣男議員及び1番 大城佐一議員を指名します。

◎会期の決定

○ 議長（宮城功光） 日程第2 会期の決定を議題にします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定しました。

◎諸般の報告

○ 議長（宮城功光） 日程第3 諸般の報告を行います。

本臨時会の会議に出席を求めた説明員の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（宮城功光） 日程第4 議案第21号 北部広域ネットワーク整備事業（地域整備事業）の請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） おはようございます。

本日、臨時会を招集いたしましたところ、全議員ご出席のもと開会できますことに対し、心から御礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、議案第21号 北部広域ネットワーク整備事業（地域整備事業）の請負契約について

本件について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

1 契約の目的 北部広域ネットワーク整備事業（地域整備事業）

2 契約の方法 総合評価一般競争入札による契約

3 契約金額 金270,616,500円

4 契約の相手 大宜味村地域NWコンソーシアム

幹事企業 住所 浦添市城間4丁目35番1号

商号 西日本電信電話株式会社 沖縄支店

氏名 支店長 古堅一成

構成事業者 住所 浦添市城間4丁目35番1号

商号 株式会社NTT西日本一九州 沖縄支社

氏名 支社長 古堅一成

平成21年3月31日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

本件については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要する。

なお、内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 総務課長。

（島袋幸俊総務課長 登壇）

○ 総務課長（島袋幸俊） では、概要を説明します。

この事業は、平成20年度北部広域ネットワーク整備事業として採択されました、90%の補助事業です。今回の契約は、総合評価一般競争入札で公募をし、2企業体が応募しております。北部生涯学習推進センター長の鈴木氏を委員長とした5名の審査委員で総合的な評価を行い、事業者を選定しています。

事業の内容としましては、役場から各区公民館や学校等の公共施設32カ所を光ファイバーケーブルで接続する地域イントラネットの整備、無線によるブロードバンド民間開放のための村内通信環境整備の内容となっております。

議案説明書としまして、入札結果報告書並びに光ファイバーのルート図、そして大宜味村イントラ+B B拠点図を添付しておりますので、参照していただきたいと思ひます。

○ 議長（宮城功光） これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

議案第21号 北部広域ネットワーク整備事業（地域整備事業）の請負契約については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願ひます。

（挙手多数）

○ 議長（宮城功光） 挙手多数です。

したがって、議案第21号 北部広域ネットワーク整備事業（地域整備事業）の請負契約については、委員会の付託を省略することについては可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。

まず、原案に対する反対者の発言を許します。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号 北部広域ネットワーク整備事業（地域整備事業）の請負契約について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(挙手全員)

- 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、議案第21号 北部広域ネットワーク整備事業（地域整備事業）の請負契約については、原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（宮城功光） 日程第5 議案第22号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

- 村長（島袋義久） 議案第22号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例 上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成21年3月31日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

児童福祉法の一部改正により、小規模住居型養育事業が創設されたため、大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する必要がある。

なお、内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

- 議長（宮城功光） 住民福祉課長。

(宮城博俊住民福祉課長 登壇)

- 住民福祉課長（宮城博俊） 説明いたします。

大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例

大宜味村国民健康保険条例（昭和47年条例第57号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 削除」を「第3章 被保険者」に改める。

「第3章 削除」を「第3章 被保険者」に改める。

第4条に見出しとして「（被保険者としなひ者）」を付する。

第4条中、「削除」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないものは被保険者としなひ。」に改める。

第10条、第11条及び第12条中「を科する」を「に処する」に改める。

附則

(施行期日) 第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
よろしくお願いします。

○ 議長(宮城功光) これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

議案第22号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、議案第22号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例については、委員会の付託を省略することについては可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第22号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、議案第22号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○ 議長(宮城功光) お諮りいたします。会議規則第45条の規定により、本会議に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

- 議長（宮城功光） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成21年第4回大宜味村臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午前10時14分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員